



今月のことば

Words of the Month

知的財産に関する一専門家として

日本弁理士会副会長

服部 秀一

1. はじめに

従前、不正競争防止法委員会の委員として活動させて頂いた際に、「品質等誤認表示（不正競争防止法2条1項13号：現20号）事件における損害賠償についての一考察」とした内容を、本パテント誌2010 Vol. 63 No.6に掲載して頂きました。

その後月日が流れ、本年度は副会長という立場で不正競争防止法委員会を担当させて頂くこととなり、またこのたび本パテント誌への投稿の機会を頂きましたので、不正競争防止法（以下、不競法という。）における品質等誤認表示の損害賠償事件について、改めて検討し直してみました。

2. 当時の考察

その当時は、不競法2条1項20号（旧13号）所定の不正競争行為に基づく損害賠償を請求する場合、請求人の市場独占率が極端に高い場合には、第三者に対する損害の発生が少なく、被請求人の不正競争行為による請求人の損害の発生の因果関係が観念しやすい一方、請求人の市場独占率がさほど高くない場合は、被請求人の利益額を基礎とし、これに請求人商品の販売額に対する占有率を乗じつつ諸事情を考慮し、また、請求人の市場独占率が主張立証等されておらず又は考慮されていない場合は、損害賠償が認められにくい傾向にあると考察させて頂きました。

（参考裁判例）

- ・平成18年（ネ）第243号 名古屋高裁平成19年10月24日判決
- ・平成16年（ワ）第1744号 神戸地裁平成18年8月4日判決
- ・平成17年（ネ）第10029号 知財高裁平成17年8月10日判決
- ・平成16年（ネ）第2208号 大阪高裁平成17年4月28日判決
- ・平成12年（ネ）507号 東京高裁平成12年9月6日判決
- ・平成8年（ワ）第8215号 大阪地裁平成11年7月29日判決
- ・平成7年（ワ）第501号 大阪地裁平成8年9月26日判決
- ・昭和62年（ワ）第1552号 京都地裁平成2年4月25日判決

3. 新たな裁判例

不競法2条1項20号（品質等誤認表示）を法的根拠とする損害賠償事件について、改めて調べたところ、次のような裁判例が見つかりました。

- ・平成17年（ネ）第10059号 知財高裁平成18年10月18日判決

本判決においては、不競法2条1項14号（現20号）に基づく不正競争行為が認められた上で、その不正競争行為と認定された品質等誤認表示の根拠とする実験について、その結果の信頼性に問題を生じたという事態で発現したものであることから、この部分に被控訴人が関与したことを認めるに足りる証拠がなく、被控訴人に故意又は過失があったことを直ちに認めることができないとして、その損害賠償が認めら

れておりません。

・本訴 平成 26 年（ワ）第 40428 号、反訴 平成 24 年（ワ）第 5243 号 東京地裁平成 26 年 5 月 16 日判決
本判決においては、所定の表示について品質等誤認表示が認められ、被告の利益率から利益額が算出され、原告の損害との間の相当因果関係の存在から、不競法 5 条 2 項に基づく損害額の推定の覆滅について、当該不正競争行為が受注に寄与した割合が極めて低く、原告装置が採用された可能性が相当低い等の理由により、被告が得た利益のうち、不正競争と相当因果関係があると認められる部分は、その 10%にとどまると判断されておりました。

・平成 29 年（ワ）第 5011 号 大阪地裁平成 31 年 3 月 28 日判決

本判決においては、「日本仕上げ」なる表示について品質等誤認表示が認められた上で、不競法 5 条 2 項について、不正競争によって営業上の利益を侵害された者が被った損害の賠償を求めるためには、その営業上の利益を侵害された者において、損害の発生及び額、これと侵害行為との間の因果関係を主張、立証しなければならないところ、その立証等には困難が伴い、その結果、妥当な損害の填補がされないという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者等が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益額を、その営業上の利益を侵害された者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である、と判示されております。

そして、損害額については、原告製品と被告各製品以外にどのような商品がどの程度、どのような形で販売されていたかは不明であるが、他に 3 社程度の業者が販売しており、同じような価格帯の商品が含まれていたと認められ、被告製品の販売当時もこれと同様であったと推認され、しかも、そのうちの 1 社は原告よりも売上高が多い業者であったことに照らせば、被告製品に本件表示が付されなかったとしても、かなりの程度、被告製品の購入が維持され、又は他の業者の商品が販売されていたと考えられることを考慮して、その推定覆滅率を 9 割と認定されておりました。

・令和 3 年（ネ）第 10045 号 知財高裁令和 3 年 9 月 30 日判決

本判決においては、節水効果について品質等誤認表示が認められ、被告製品は、品質誤認表示である被告表示とは異なる表示等によって購入されたことが相当に多いと認められ、また、被告商品の需要が必ずしも全て原告製カートリッジに向かうとは限らないという事情もないわけではないことから、不競法 5 条 2 項による損害額の推定は、これらの事情により相当大きく覆滅されるというべきとして、推定を覆滅する割合について 90%と認めるのが相当と判断されておりました。

4. 考察

上記 4 件の裁判例につきましては、特定の事業者が競業関係にあるライバル社に訴訟を提起しているケースであるものの、従前の考察のとおり、不競法 2 条 1 項 20 号（品質等誤認表示）を法的根拠とする損害額については、不競法 5 条 2 項に基づき被告の利益額を算出して原告の損害額と推認し、不正競争行為との相当因果関係に基づいて、その推定を覆滅する割合が認定され、最終的な損害額が認定されている傾向にあるように感じます。

この傾向は、従前の考察とは矛盾しておらず、一事業者に対する損害額の算出ルールとして適切なように思えます。しかしながら、不正競争行為との相当因果関係については、市場独占率や、原告及び被告以外の代替商品の利益額、販売価格、販売量等といった、当事者以外の第三者の販売状況が大きく影響するものと考えられるため、原告及び被告からの主張及び証拠のみで判断することに、その限界が感じられます。

いずれにしても、このたび検討した裁判例につきましては、相当因果関係を否定する推定覆滅率について明確な算出根拠が示されておらず、個々の事件における様々な諸事情を最大限考慮してなされております。したがって、不競法 2 条 1 項 20 号を法的根拠とする損害賠償請求につきましては、請求人と被請求人の関係が限定的である場合や、請求人の市場独占率が極端に高い場合を除き、被請求人の利益

額に対する推定覆滅率が大きく算出され、損害額が非常に小さくなってしまいう傾向にあるように感じました。

5. さいごに

本内容は、「今月のことば」との主題からすると、あまり適切ではないようにも感じますが、日本弁理士会の種々の会務に携わって頂く中や、日々の業務の中で、会員の皆様が疑問を感じたり、興味が生じた際には、知的財産に関する一専門家として、ぜひその疑問や興味を持った事柄について調査研究して頂き、本パテント誌等を介して広く世間に周知して頂き、弁理士が知的財産の専門家であることを広く知らしめて頂けることを、会員の皆様に切にお願い致します。